



# 住居確保給付金(転居費用補助)のご案内

岡山市  
R8.4.1版

離職や休業などで家計改善のために低額な家賃の住宅へ転居される方へ

## 住居確保給付金(転居費用補助)とは

世帯の収入が著しく減少し、家賃負担等を軽減するために低額な家賃の住宅へ転居される方を対象に、転居のための初期費用などを支給します。

※支給には、生活困窮者家計改善支援事業において、家計改善のために転居が必要であり、その費用の捻出が難しいと認められることや、収入や資産などの要件があります。

※過去に住居確保給付金(転居費用補助)を受給された方については、原則再支給は行いませんが、一定の要件を満たした場合は、再支給できることがあります。

## 支給対象となる方

申請時に、以下の①～⑧の要件にすべて該当する方が対象です。

- ① 申請者と同一の世帯員であった者の死亡や、申請者もしくは世帯員の離職、休業等により世帯の収入合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を失っている者又は住居を失うおそれのある者であること
- ② 申請日の属する月において、世帯収入が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日における申請者及び世帯員の収入の合計額が、別表の収入基準額以下であること
- ⑤ 申請者及び世帯員の所有する金融資産(預貯金、現金等)の合計額が別表の預貯金等額以下であること

### 【別表】

世帯人数	収入基準額	預貯金等額
1人世帯	9.2万円+転居前の家賃月額(上限3.7万円)	55.2万円
2人世帯	13.9万円+転居前の家賃月額(上限4.4万円)	83.4万円
3人世帯	17.2万円+転居前の家賃月額(上限4.8万円)	100.0万円
4人世帯	21.4万円+転居前の家賃月額(上限4.8万円)	
5人世帯	25.5万円+転居前の家賃月額(上限4.8万円)	

※世帯員が6人以上の場合の収入基準額・預貯金等額は別途お問い合わせください

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がるが家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること
- ⑦ 申請者及び世帯員が次の制度を受けていないこと
  - ・生活保護
  - ・地方自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等
- ⑧ 申請者及び世帯員のいずれもが暴力団員でないこと

## 支給額

転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額が上限(実費が上限を下回る場合は実費相当)

転居先が岡山市内の場合

1人世帯・・・上限11.1万円    2人世帯・・・上限13.2万円    3人世帯から5人世帯・・・上限14.4万円

